

北海道告示第 10314 号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 7 日

北海道知事 鈴木直道

- 1 都市計画事業の種類及び名称
帯広圏都市計画道路事業 3・4・105 号音更中央通
- 2 施行者の名称
北海道
- 3 事務所の所在地及び名称
帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし